

厚生労働大臣 田村 憲久 様

2013年10月7日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

### 抗インフルエンザ薬の備蓄方法の転換を求める要望書

前略 新型インフルエンザ対策のとりくみにご尽力いただいていることと存じます。

さて、新型インフルエンザ対策の一環として、国が3000万人分、都道府県が2420万人分の抗ウイルス薬「タミフル」を備蓄していますが、1702万人分（約280億円分）が今年度中に使用期限を迎えることとなっていました。

これに対して、7月2日の閣議後の記者会見で田村憲久厚生労働大臣は、備蓄タミフルの使用期限を7年から10年に延長する方針を発表しました。2008年にもそれまでの5年から7年に延長されており、2回目の使用期限の延長となります。

タミフルの使用期限の延長は、製薬会社からの報告書に基づいて、医薬品医療機器総合機構（PMDA）で検討の上、問題がないことを確認したとされているが、公表されている報告書の重要な部分が全て墨で塗られており、延長が科学的に妥当かどうかの判断はできません。

今後、さらなる延長を行うことは困難になってきます。このような備蓄方法では、いつか巨額の費用をかけて備蓄した薬剤を廃棄せざるを得ません。

こうしたことから、当会は下記の点について早急を実施するよう強く求めます。

#### 記

- 一． 現在備蓄している抗インフルエンザ薬については、季節性インフルエンザの院内感染防止のための予防投与に活用するなど、有効活用を図ること。
- 一． 今後新たに出荷する抗インフルエンザ薬は、市場流通させる前に一定期間（1年）分の抗インフルエンザ薬の業者備蓄を義務付けること。業者備蓄を一定期間（1年）経た抗インフルエンザ薬のみ、市場に流通させること。

以上